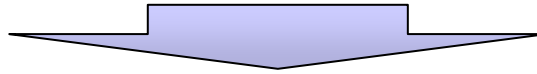


母子家庭の自立支援策について

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- 平成15年度に母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法を制定し、児童扶養手当の一部減額措置が導入される平成20年4月までの間、集中的に就業支援対策を講じることとされている。



19年度に向け、未策定・未実施自治体の解消を目指し、全ての自治体において、今後の自立促進計画の策定、母子家庭等就業・自立支援センター、自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業の実施に関する計画を策定いただきたい。
(19年1月に事業の進捗状況に合わせて実施計画について調査する予定)

母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方自治体が国の基本方針を踏まえて策定)



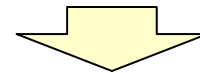
子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



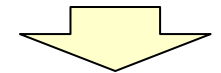
就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 準備講習付き職業訓練の実施
- 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給



養育費の確保

- 養育費支払い努力義務の法定化
- 法律相談事業の実施
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進



経済的支援

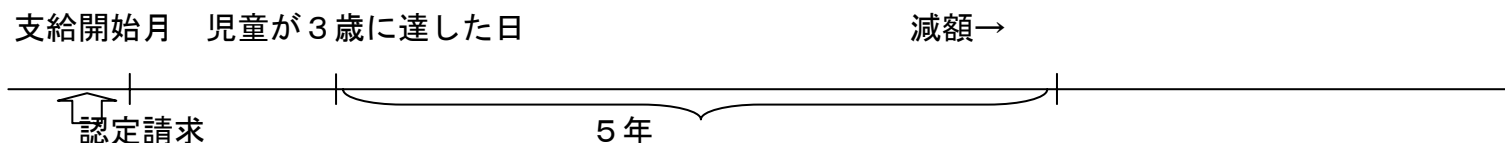
- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実
- 児童扶養手当の支給

児童扶養手当について

- 90万人を超える母子家庭が受給しており、経済的支援の柱の一つ
- 手当額は、所得水準によって41,720円～9,850円。児童2人以上の場合は2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円。
- 平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、児童扶養手当について、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨で見直す観点から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から支給期間と手当額の見直しとされている。

児童扶養手当の一部支給停止について

- 受給期間が5年（支給事由発生から7年）を超える場合には、政令で定めるところにより、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止（減額）を行う（平成20年4月以降）
- ただし、自立が困難なケースが想定されることから、
 - ・ 3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする



- ・ 障害、重い疾病を有する場合など、自立が困難な期間については全額支給を行う

母子家庭に対する主な就業支援施策

1 母子家庭等就業・自立支援センター（実施主体 都道府県・指定都市・中核市） （負担割合 国2分の1、都道府県、指定都市、中核市2分の1）

- ・ 一貫した就業支援サービス（就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等）
- ・ 生活支援サービス（養育費の相談等）

2 母子家庭自立支援給付金事業（実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村） （負担割合 国4分の3、都道府県等4分の1）

(1) 自立支援教育訓練給付金

- ・ 雇用保険制度等で定める教育訓練講座を受講した母子家庭の母を対象
- ・ 講座終了後に受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）を支給

(2) 高等技能訓練促進費

- ・ 看護師等の資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する母子家庭の母を対象
- ・ 生活費として、修学期間の1/3の期間、月額103,000円を支給

(3) 常用雇用転換奨励金

- ・ パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用に転換した事業主を対象
- ・ 1人当たり30万円の奨励金を支給

3 母子自立支援プログラム策定事業（実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村） （負担割合 国10分の10）

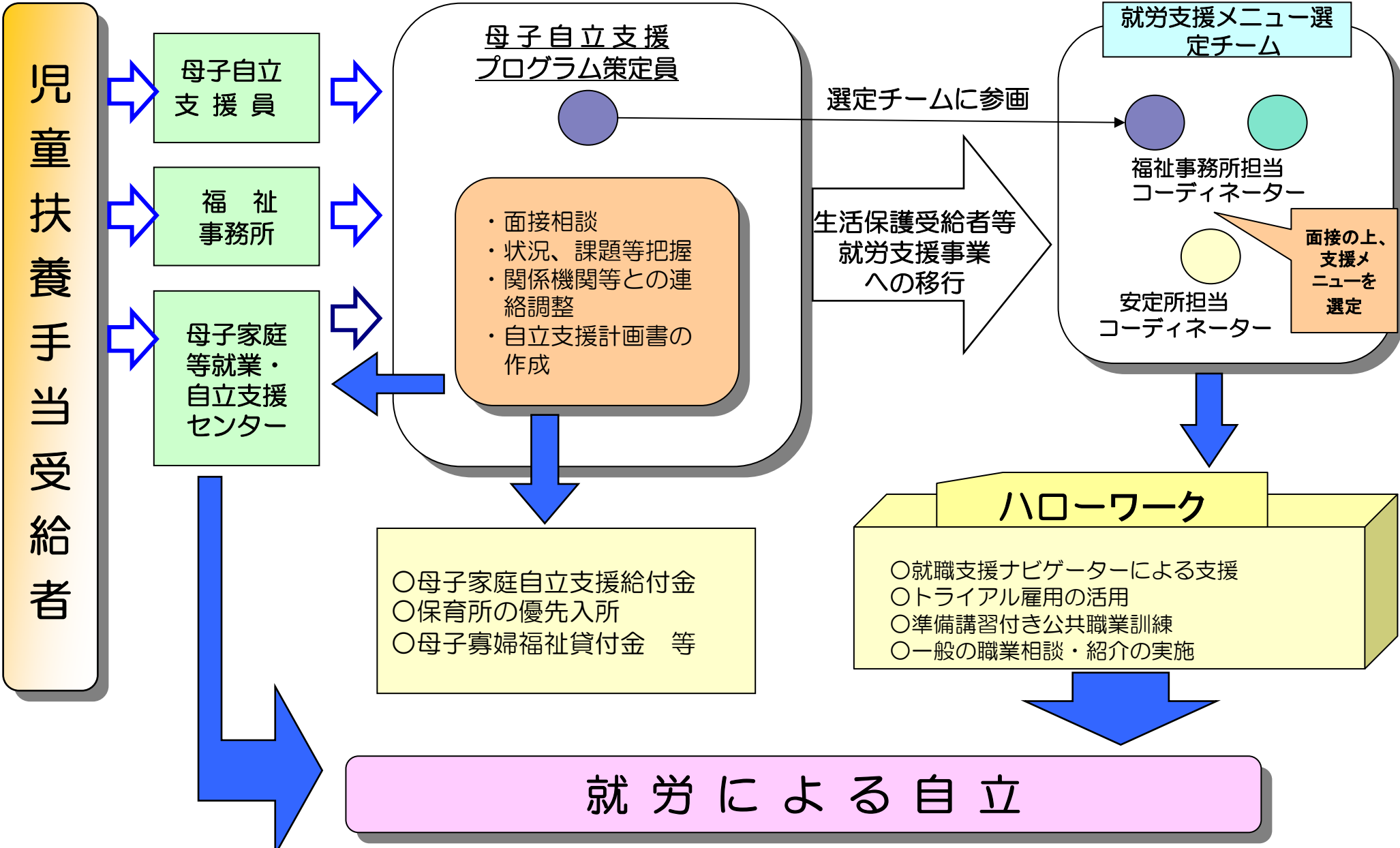
- ・ 福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を設置し、自立が見込まれる児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定
- ・ ハローワーク等と連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施

（参考）

ハローワークを通じた就労支援

- ・ 紹介件数 200,126件（平成16年度） → 271,571件（平成17年度）
- ・ 就職件数 54,286件（平成16年度） → 66,266件（平成17年度）

母子自立支援プログラムについて



母子自立支援プログラム策定事業の具体例について

事例1

専任の支援スタッフが対象者の意向や状況を踏まえたきめ細かな支援を行うことにより、対象者自身が就職に対する自己理解が向上し、正社員での就職が可能となったケース

○本人33歳と子ども4歳の2人世帯。高卒後10年のデパート勤務を経て結婚。

5年の専業主婦生活を経て離婚。パソコンスキルはテンキー入力程度。

○福祉事務所来所から、約40日で、食品会社の営業事務に正社員として内定。

○15年ぶりの就職活動に当たって、毎回、同じナビゲーターが履歴書の書き方や面接時の対応について助言。あわせてハローワークにおける自力の求人検索では抽出できなかった求人情報や相談者の意向を踏まえた情報提供や提案を行う。

○当初は、近隣で勤務時間と休日重視のパート勤務を希望していたが、こうした相談支援を受ける経過の中で、勤務時間や休日の条件を譲歩。また、子どもの保育環境を確保した結果、正社員雇用が可能に。

事例2

対象者が抱える問題点をケース会議で明らかにし、問題の解決に向け、行政と対象者が意欲的に取り組んだケース。

○本人48歳と高校生の子どもの2人世帯。

○卸売業で10年近く事務職に従事したが、給与の遅配があるため転職を検討。

○本人を交えたケース会議で、転職に必要な解決すべき課題は、年齢要件とパソコンのスキルが乏しいことで意見が一致。

○ケース会議の結果を踏まえ、パソコン教室を受講するとともに、ハローワークの支援を受けつつ、積極的に求人検索を行うことにより、正社員として給与16万円、賞与60万円～80万円の条件で再就職が決定。

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成18年10月1日現在）

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	13か所 (92.9%)	23か所 (62.2%)	83か所 (84.7%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	27か所 (73.0%)	89か所 (89.9%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	528か所 (69.7%)	623か所 (72.7%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度 (予定)	43か所 (91.5%)	14か所 (93.3%)	29か所 (78.4%)	411か所 (54.2%)	497か所 (58.0%)

④常用雇用転換奨励金事業

パートタイム等として雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

○1人あたり30万円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	19か所 (40.4%)	1か所 (7.7%)	2か所 (5.7%)	56か所 (8.5%)	78か所 (10.4%)
平成16年度	29か所 (61.7%)	3か所 (23.1%)	11か所 (31.4%)	125か所 (17.9%)	168か所 (21.2%)
平成17年度	29か所 (61.7%)	5か所 (35.7%)	12か所 (32.4%)	150か所 (19.2%)	196か所 (22.3%)
平成18年度 (予定)	30か所 (63.8%)	6か所 (40.0%)	14か所 (37.8%)	180か所 (23.7%)	230か所 (26.8%)

⑤母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度 (予定)	27か所 (57.4%)	14か所 (93.3%)	8か所 (21.6%)	126か所 (16.6%)	175か所 (20.4%)

母子家庭就業支援関係事業等の実施状況等(18年10月1日現在)

◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定

		都道府県							市 等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業		
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	○	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、帯広市、釧路市(6/35)	札幌市、函館市(2/3)	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、美唄市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市、北斗市(20/35)	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、芦別市、赤平市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、北斗市(20/35)	旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、小樽市、滝川市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、釧路市、北斗市(13/35)	札幌市(1/35)	
	2 青森県	◎	◎	◎		◎	○	(0/10)	青森市(1/1)	弘前市(1/10)	(0/10)	(0/10)	青森市(1/10)	
	3 岩手県	◎	◎	◎				○	盛岡市(1/13)	—	盛岡市、北上市、一関市、陸前高田市(4/13)	北上市(1/13)	北上市(1/13)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎				仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	仙台市(1/13)
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎			男鹿市(1/13)	秋田市(1/1)	秋田市、能代市、由利本荘市、湯上市、北秋田市、仙北市(6/13)	由利本荘市、湯上市、北秋田市、にかほ市(4/13)	(0/13)	(0/13)
	6 山形県	◎	◎	◎	○	○		○	(0/13)	—	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市(6/13)	(0/13)	(0/13)	(0/13)
	7 福島県	◎	◎	◎				○	郡山市(1/12)	(0/2)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/12)	(0/12)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(12/12)
関東ブロック	8 茨城県	◎	◎	◎	○			(0/32)	—	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(0/32)	(0/32)	
	9 栃木県	◎	◎	◎	◎			宇都宮市、足利市、小山市(3/14)	宇都宮市(1/1)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、那須烏山市、日光市(14/14)	宇都宮市、小山市、日光市(3/14)	(0/14)	(0/14)	

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施市○は18年度に策定予定又は実施予定					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業
関東ブロック	10	群馬県	◎	◎	◎	○	○	(0/12)	—	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	高崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(9/12)	(0/12)	
	11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市(2/40)	さいたま市、川越市(2/2)	さいたま市、所沢市、狭山市、朝霞市、和光市、北本市、八潮市、三郷市(8/40)	川越市、所沢市、和光市(3/40)	朝霞市、和光市(2/40)	
	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	千葉市、船橋市、八千代市(3/36)	千葉市、船橋市(2/2)	千葉市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、木更津市、袖ヶ浦市、南房総市(13/36)	千葉市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、木更津市、南房総市(8/36)	船橋市、浦安市、南房総市(3/36)	
	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、港区、新宿区、杉並区、江戸川区、府中市、調布市、国分寺市、西東京市(9/49)	—	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市(29/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、江戸川区、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、福生市、多摩市(24/49)	荒川区、武蔵野市、府中市(3/49)	
	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市(5/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(4/4)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(15/19)	川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、藤沢市、秦野市、大和市、海老名市、座間市(9/19)	
	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市(1/20)	新潟市(1/1)	新潟市、長岡市、柏崎市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市(7/20)	新潟市(1/20)	新潟市(1/20)	
16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)		

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施 ○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				常用雇用転換奨励金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		常用雇用転換奨励金事業
関東ブロック	17	長野県	◎	◎	◎	◎	○	(0/19)	(0/1)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市(16/19)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市(10/19)	長野市、松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、茅野市、塩尻市、佐久市(11/19)	(0/19)	
	18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	○	静岡市、沼津市(2/23)	静岡市、浜松市(2/2)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、藤枝市、菊川市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、焼津市、掛川市(20/23)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、菊川市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市(17/23)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市(15/23)	静岡市、浜松市 (左記市以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)
中部ブロック	19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/10)	富山市(1/1)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)
	20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎		金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(6/10)	七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市(5/10)	(0/10)
	21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/9)	—	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)
	22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/21)	岐阜市(1/1)	大垣市、多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(15/21)	大垣市、関市、羽島市、各務原市、可児市、飛騨市、郡上市、下呂市(8/21)	羽島市、各務原市、飛騨市(3/21)	(0/21)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	○	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、春日井市、豊川市、碧南市、安城市、刈谷市、蒲郡市、東海市、小牧市、大府市、知多市、清須市(15/35)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市(4/4)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、豊明市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市、愛西市、常滑市、知多市、北名古屋市、弥富市(32/35)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、稲沢市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、安城市、知立市、豊川市、蒲郡市、田原市、愛西市、清須市、刈谷市、知多市、北名古屋市(22/35)	名古屋市、春日井市、犬山市、稲沢市、碧南市、刈谷市、知立市、豊川市、蒲郡市、清須市、江南市、北名古屋市、西尾市(14/35)	名古屋市(1/35)
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/14)	—	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、伊賀市(7/14)	津市、四日市市、松阪市、熊野市、伊賀市(5/14)	四日市市(1/14)	(0/14)
近畿ブロック	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/13)	—	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(12/13)	大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(8/13)	(0/13)	(0/13)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎			京都市(1/14)	京都市(1/1)	京都市(京都市以外の市等在住者分は府の事業対象に含め実施)(14/14)	京都市(京都市以外の市等在住者分は府の事業対象に含め実施)(14/14)	(0/14)	京都市、福知山市(2/14)
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	○	大阪市、堺市、東大阪市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(28/34)	大阪市、堺市(2/4)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(27/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市(24/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、大塚市、四條畷市(15/34)	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、泉南市、四條畷市(11/34)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				常用雇用転換奨励金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		常用雇用転換奨励金事業
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎		神戸市(1/2)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、篠山市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市(23/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、宍粟市、淡路市(20/29)	たつの市、川西市、三田市(3/29)	神戸市(1/29)	
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	○	御所市(1/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(11/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(10/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市(8/13)	橿原市、五條市、御所市、香芝市、十津川村(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎			有田市(1/9)	和歌山市(1/1)	和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市(9/9)	和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市(9/9)	御坊市(1/9)	(0/9)
中国ブロック	31	鳥取県		◎	◎	◎	◎	○	倉吉市(1/4)	—	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、境港市(3/4)	鳥取市(1/4)	(0/4)
	32	島根県		◎	◎	◎	◎	○	(0/9)	—	松江市(1/9)	松江市、益田市(2/9)	松江市(1/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎		○	(0/15)	(0/2)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市(3/15)	瀬戸内市(1/15)	(0/15)	(0/15)
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	○	福山市、呉市(2/19)	広島市、福山市(2/2)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、大崎上島町(12/19)	広島市、福山市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、大崎上島町(8/19)	福山市、府中市、三次市、大崎上島町(4/19)	広島市、福山市(2/19)
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	○	下関市(1/13)	下関市(1/1)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市(13/13)	宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、美祢市、周南市(10/13)	下関市(1/13)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施市○は18年度に策定予定又は実施予定					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎		○	(0/8)	—	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(0/8)
	37	香川県	○	◎	◎	◎			(0/8)	高松市(1/1)	高松市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(6/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	(0/8)
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎			(0/11)	松山市(1/1)	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(10/11)	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市(8/11)	今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市(6/11)
	39	高知県	○	◎	◎	◎		○	(0/11)	高知市(1/1)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市(9/11)	(0/11)
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	○	北九州市、福岡市、宗像市(3/27)	北九州市、福岡市(2/2)	北九州市、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、朝倉市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市(21/27)	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市、筑後市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市(20/27)	北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、古賀市、福津市(6/27)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/10)	—	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市(9/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市(9/10)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(10/10)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	○	長崎市(1/13)	(0/1)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、松浦市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎			熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(11/14)	熊本市、八代市、人吉市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(10/14)	天草市(1/14)
	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/14)	大分市(1/1)	大分市、別府市、日田市、佐伯市、中津市、杵築市、豊後大野市(7/14)	大分市、別府市、日田市、佐伯市、中津市(5/14)	(0/14)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施 ○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	
九州ブロック	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市 (1/1)	宮崎市(宮崎市を除く県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市を除く県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	(県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	(0/9)	
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎		(0/17)	鹿児島市 (1/1)	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(12/17)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(12/17)	(0/17)	(0/17)	
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	○	那覇市、浦添市 (2/11)	—	那覇市、うるま市、宜野湾市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市(7/11)	うるま市(1/11)	(0/11)	(0/11)	
都道府県合計	継続して実施(◎)		42 (策定済)	47	47	40	29	0	平成18年度に事業等の実施予定の市等数					
	平成18年度中に実施(○)		2 (18予定)	0	0	3	1	27	98/810 (12.1%)	42/52 (80.8%)	576/810 (71.1%)	454/810 (56.0%)	200/810 (24.7%)	148/810 (18.3%)
	実施予定なし		3 (予定なし)	0	0	4	17	20						

各母子家庭等就業・自立支援センターにおける事業の実施状況(平成16年度)

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
都道府県	1	北海道	429	(1.22)	419	(1.19)	34	(0.10)
	2	青森県	148	(1.01)	2,606	(17.73)	5	(0.03)
	3	岩手県	282	(2.86)	187	(1.90)	21	(0.21)
	4	宮城県	98	(1.01)	105	(1.08)	16	(0.16)
	5	秋田県	4,226	(73.29)	218	(3.78)	261	(4.53)
	6	山形県	80	(1.18)	121	(1.78)	7	(0.10)
	7	福島県	434	(4.45)	122	(1.25)	13	(0.13)
	8	茨城県	-	(-)	50	(0.24)	-	(-)
	9	栃木県	545	(5.82)	690	(7.36)	48	(0.51)
	10	群馬県	131	(1.01)	38	(0.29)	6	(0.05)
	11	埼玉県	778	(2.40)	588	(1.81)	29	(0.09)
	12	千葉県	341	(1.39)	58	(0.24)	119	(0.48)
	13	東京都	164	(0.22)	189	(0.26)	6	(0.01)
	14	神奈川県	-	(-)	79	(0.50)	-	(-)
	15	新潟県	281	(3.26)	-	(-)	30	(0.35)
	16	富山県	387	(11.15)	863	(24.87)	71	(2.05)
	17	石川県	239	(6.22)	92	(2.39)	16	(0.42)
	18	福井県	229	(5.09)	165	(3.66)	31	(0.69)
	19	山梨県	-	(-)	45	(0.88)	-	(-)
	20	長野県	5,940	(55.90)	241	(2.27)	403	(3.79)
	21	岐阜県	84	(0.95)	236	(2.67)	4	(0.05)
	22	静岡県	870	(6.39)	119	(0.87)	57	(0.42)
	23	愛知県	1,589	(7.50)	177	(0.84)	108	(0.51)
	24	三重県	3	(0.02)	79	(0.64)	1	(0.01)
	25	滋賀県	323	(4.03)	30	(0.37)	59	(0.74)
	26	京都府	313	(3.97)	48	(0.61)	78	(0.99)
	27	大阪府	599	(1.32)	581	(1.28)	142	(0.31)
	28	兵庫県	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	29	奈良県	981	(13.61)	182	(2.53)	63	(0.87)
	30	和歌山県	-	(-)	37	(0.65)	-	(-)
	31	鳥取県	89	(1.92)	2,175	(46.91)	7	(0.15)
	32	島根県	171	(3.78)	123	(2.72)	9	(0.20)
	33	岡山県	134	(2.67)	69	(1.38)	17	(0.34)
	34	広島県	59	(0.72)	60	(0.73)	1	(0.01)
	35	山口県	54	(0.46)	113	(0.95)	10	(0.08)
	36	徳島県	63	(1.02)	174	(2.83)	3	(0.05)
	37	香川県	70	(1.38)	83	(1.64)	18	(0.36)
	38	愛媛県	15	(0.20)	82	(1.11)	2	(0.03)
	39	高知県	771	(21.49)	-	(-)	56	(1.56)
	40	福岡県	1,532	(6.02)	111	(0.44)	173	(0.68)
	41	佐賀県	147	(2.02)	40	(0.55)	24	(0.33)
	42	長崎県	-	(-)	167	(1.91)	-	(-)
	43	熊本県	520	(5.68)	190	(2.07)	76	(0.83)
	44	大分県	292	(4.95)	50	(0.85)	125	(2.12)
	45	宮崎県	280	(3.07)	103	(1.13)	45	(0.49)
	46	鹿児島県	134	(1.25)	60	(0.56)	20	(0.19)
	47	沖縄県	5	(0.02)	177	(0.87)	3	(0.01)

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
政令指定都市	48	札幌市	2,669	(14.30)	563	(3.02)	147	(0.79)
	49	仙台市	93	(1.43)	124	(1.91)	18	(0.28)
	50	さいたま市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	51	千葉市	510	(9.26)	123	(2.23)	102	(1.85)
	52	横浜市	66	(0.37)	72	(0.40)	1	(0.01)
	53	川崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	54	静岡市	-	(-)	41	(0.26)	-	(-)
	55	名古屋市	229	(5.52)	352	(8.48)	14	(0.34)
	56	京都市	260	(2.16)	243	(2.02)	26	(0.22)
	57	大阪市	855	(2.99)	711	(2.49)	197	(0.69)
	58	神戸市	132	(1.07)	197	(1.60)	5	(0.04)
	59	広島市	622	(7.71)	251	(3.11)	46	(0.57)
	60	北九州市	482	(4.59)	61	(0.58)	28	(0.27)
	61	福岡市	273	(2.15)	192	(1.51)	75	(0.59)
	62	旭川市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	63	函館市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	64	秋田市	-	(-)	39	(1.69)	-	(-)
	65	郡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	66	いわき市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	67	宇都宮市	355	(10.61)	230	(6.87)	38	(1.14)
	68	川越市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
69	船橋市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
70	横須賀市	-	(-)	4	(0.13)	-	(-)	
71	相模原市	-	(-)	3	(0.07)	-	(-)	
72	新潟市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
73	富山市	387	(19.54)	863	(43.56)	71	(3.58)	
74	金沢市	32	(1.18)	37	(1.37)	8	(0.30)	
75	長野市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
76	岐阜市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
77	浜松市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
78	豊橋市	22	(0.92)	33	(1.37)	3	(0.12)	
79	豊田市	8	(0.45)	9	(0.51)	0	(0.00)	
80	岡崎市	35	(1.96)	5	(0.28)	1	(0.06)	
81	堺市	231	(2.66)	280	(3.23)	56	(0.65)	
82	高槻市	42	(1.66)	24	(0.95)	6	(0.24)	
83	東大阪市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
84	姫路市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
85	奈良市	-	(-)	48	(1.62)	-	(-)	
86	和歌山市	-	(-)	20	(0.48)	-	(-)	
87	岡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
88	倉敷市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
89	福山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
90	下関市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
91	高松市	16	(0.54)	7	(0.24)	4	(0.14)	
92	松山市	-	(-)	493	(8.86)	-	(-)	
93	高知市	771	(19.94)	-	(-)	56	(1.45)	
94	長崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
95	熊本市	16	(0.24)	32	(0.49)	0	(0.00)	
96	大分市	292	(7.43)	30	(0.76)	125	(3.18)	
97	宮崎市	-	(-)	107	(3.12)	-	(-)	
98	鹿児島市	157	(2.79)	988	(17.55)	7	(0.12)	
全国平均				(6.05)		(3.50)		(0.64)

※本資料における支援割合とは、就業相談、就業支援講習会、就職件数の児童扶養手当受給者数(平成17年3月)に占める割合である。

養育費確保に関する最近の取組み

1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

○手続きの改善

養育費等の強制執行について、一度の申立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。（平成15年の民事執行法改正（16年4月施行））

○間接強制の導入

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には上乗せ的に金銭を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。（平成16年の民事執行法改正（17年4月施行））

3. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成（8千部）し、母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

4. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12ヶ月分（約123万円）一括して貸し付け。

5. 各種相談の実施

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の問題に関し弁護士等による相談を実施するなど、各種相談を実施。

6. 離婚届届け出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効と考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

（参考）

母子及び寡婦福祉法

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

民法

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

表面

養育費の取り決めにしましょう

養育費の支払いは
親としての当然の義務です

●養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることとなりますが、親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

●養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。



●民法（民法第四編第五編）（明治29年法律第89号）

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。
 - 2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。
 - 3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。
- 第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

●母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

- 第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。
- 2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

裏面

【養育費に関する取決めの参考例】

子の養育費に関する取決め

父_____（以下、甲という。）、母_____（以下、乙という。）は、
甲乙間の子_____（以下、丙という。）の養育に関して次のとおり取り決める。

第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。

第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成____年____月から、丙が満20歳に達する月までの間、毎月末日までに、月額金_____円を、下記銀行口座に振込み送金する方法により支払う。

但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、別途協議して定める。

_____銀行_____支店
普通・当座預金口座
番 号 _____
口座名義人 _____

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____ 印

住 所 _____
氏 名 _____ 印

(注) この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等にご相談ください。